

## 第6回公立保育所のあり方懇話会 次第

日 時：令和7年11月10日（月）午後7時～  
開催方法：オンライン開催

### 1 開会

### 2 協議事項等

(1) 「公立保育所の今後の基本的方向」の改定について

(2) その他

### 3 閉会

以 上

<配付資料>

資料1：「公立保育所の今後の基本的方向」の改定について

資料2：「公立保育所の今後の基本的方向」の改定（まとめ）

# 「公立保育所の今後の基本的方向」の 改定について

## 01 現状の公立保育所15所の位置図

現状の公立保育所15所		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
水堂(S49)		戸ノ内(S43)
今北(S46)	北難波(R3)	西長洲(H4)
大庄(S63)		杭瀬(S45)
		南杭瀬(H7)
		築地(H12)

※市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った

6ブロックで表示

※( )内は建築年度



## 02 H19 公立保育所の今後の基本的方向

### 公立保育所の役割

- 1 保育にかける子どもの受入を保障する役割
- 2 市の保育水準の維持向上を示す役割
- 3 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

### 適正規模の選定の視点

- 1 子どもの数の視点
  - ・北部が南部の概ね2倍である点を考慮
- 2 利用者の生活圏の視点
  - ・市域に万遍なく、生活圏も考慮
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
  - ・地域の子育て支援機関（保育所、幼稚園、地域保健担当、学校等）との連携

「基本的方向」における公立存続保育所		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

「基本的方向」における民間移管保育所		
水堂(S49)	—	戸ノ内(S43)
今北(S46)	—	西長洲(H4)
		南杭瀬(H7)
		築地(H12)

## 03 基本的方向策定後の保育環境を取り巻く社会情勢の変化

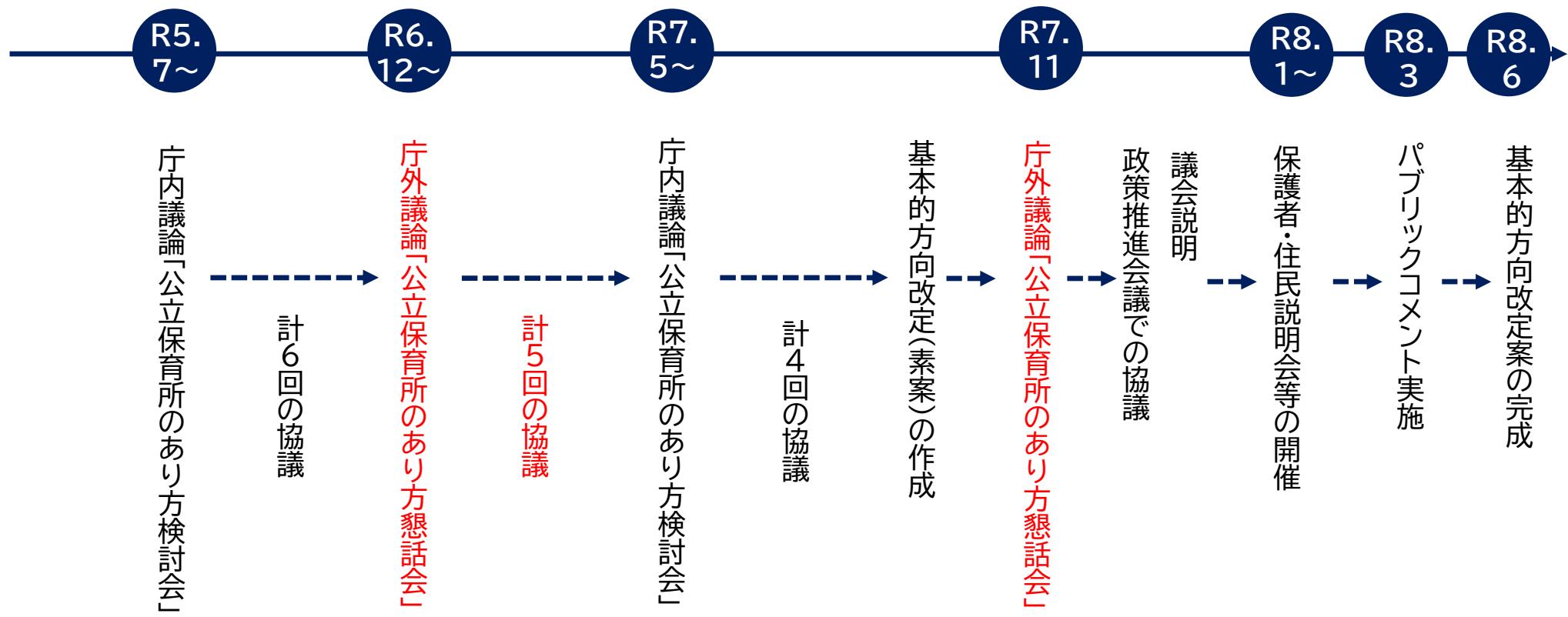
### 社会情勢の変化

- ・令和6年に国内で生まれた日本人の子どもの数が初めて70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新。
- ・長年にわたって保育の量的拡大や少子化対策を進めてきた結果、保育所等定員数や利用児童数は大きく増加した。
- ・その一方で、全国的な待機児童数は、平成29年までは増減を繰り返したが、平成30年以降は8年連続で減少し、令和7年には2,254人と平成19年の17,926人から大きく減少した。
- ・将来的な保育需要のピークアウトは想定されるものの、全国的な女性の就業者数・就業率の上昇のなか、本市の保育需要は依然として増加傾向にある。
- ・特別な支援が必要な子どもや医療的ケア児等が増加するなど、多様な保育ニーズへの対応が必要となっている。

### これまでの民間移管

- ・平成10年度以降、基本方針と4次に渡る基本計画に基づき、公立保育所30所の民間移管を実施。
- ・第3次計画期間中、保育所廃止処分（廃止条例の可決）の取消請求訴訟など、民間移管に関する5件の訴訟が提起された。

## 04 公立保育所のあり方に係るこれまでの検討経過



## 05 公立保育所のあり方懇話会における意見

論点	保育所	懇話会意見
地域セーフティネットの観点から公立存続が必要	築地・大庄・戸ノ内	<u>公立存続が妥当</u> との意見が多い。
公立存続を前提に公費で建替等を行った保育所	北難波・大庄・大西・塚口・武庫東・園田	<u>公立存続が妥当</u> との意見が多い。
上記以外	杭瀬・南杭瀬	<u>統合して公立存続が妥当</u> との意見が多い。
	西長洲	<u>民間移管も可</u> とする方向。ただし、0歳児の受入れを義務化しないなど <u>移管条件に配慮が必要</u> との意見も。
	次屋	地域バランスから <u>公立存続を妥当</u> とする意見が多い。
	今北・水堂	人権保育の拠点として <u>公立存続が妥当</u> との意見が多い。
	武庫南	市場性から <u>民間移管になじむ</u> との意見と、地域バランスから <u>公立存続</u> との意見の両論あり。

## 06 公立て存続させる保育所(公立存続11所案)

### 公立保育所の役割

※民間の保育施設との連携・協力が重要

- 1 保育のセーフティネットの役割
- 2 市全体の保育の質の向上を図る役割
- 3 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割
- 4 新規 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

### 適正規模の選定の視点

- 1 子どもの数の視点 (北部が南部の概ね3倍に)
- 2 利用者の生活圏の視点 (何らかの支援が必要な児童が増加、地域の支援拠点としての役割)
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
- 4 新規 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点

### 「公立存続11所案」における公立存続保育所

武庫東(R2) 武庫南(S45)	塚口(H26) 大西(R3)	園田(H24) 次屋(S43) <u>戸ノ内(S43)</u>
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬・南杭瀬 <u>築地(H12)</u>

### 「公立存続11所案」における民間移管保育所

水堂(S49)	—	—
今北(S46)	—	西長洲(H4)

## 07 公立存続11所案の考え方

### 公立存続11所案の考え方

- ・懇話会からの意見としては公立保育所の役割等を再整理するに当たり、適正規模の選定の視点、適正配置（地域バランス）への配慮、老朽化施設の早期建替等から市民が利用できる範囲内に公立保育所を配置すべきというものであった。保育のセーフティネットの役割や、地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割といった公立保育所の果たすべき役割を踏まえると、引き続き公立保育所の適正配置（地域バランス）に配慮する必要がある。そのため、H19「基本的方向」で公立存続とした保育所は改定後も公立として存続させる方向とする。
  - ・懇話会で「民間移管になじむ」との意見もあった武庫南保育所は、これを民間移管する場合、保育需要の高い武庫ブロックにおいて公立保育所の適正配置（地域バランス）を確保できないほか、在園児の卒園まで少なくとも5年以上の期間を開ける必要があり、施設の老朽化も一層進行するため、H19「基本的方向」のとおり公立存続の方向とする。
  - ・また、懇話会では「人権保育をさらに啓発・実践するための拠点として、今北・水堂保育所は公立存続が妥当」との意見があったが、国の同和対策事業が平成14年に終了して以降、市内の公立保育所すべてで人権保育の実践、啓発に取り組んでおり、拠点として公立存続とする意義も薄いことから、H19「基本的方向」のとおり民間移管の方向とする。
- ⇒ 結果、公立存続は、H19「基本的方向」で公立存続としていた9所+保育所運営が困難な地域2所を合わせた11所案とする。

## 08 民間移管における課題と今後の計画

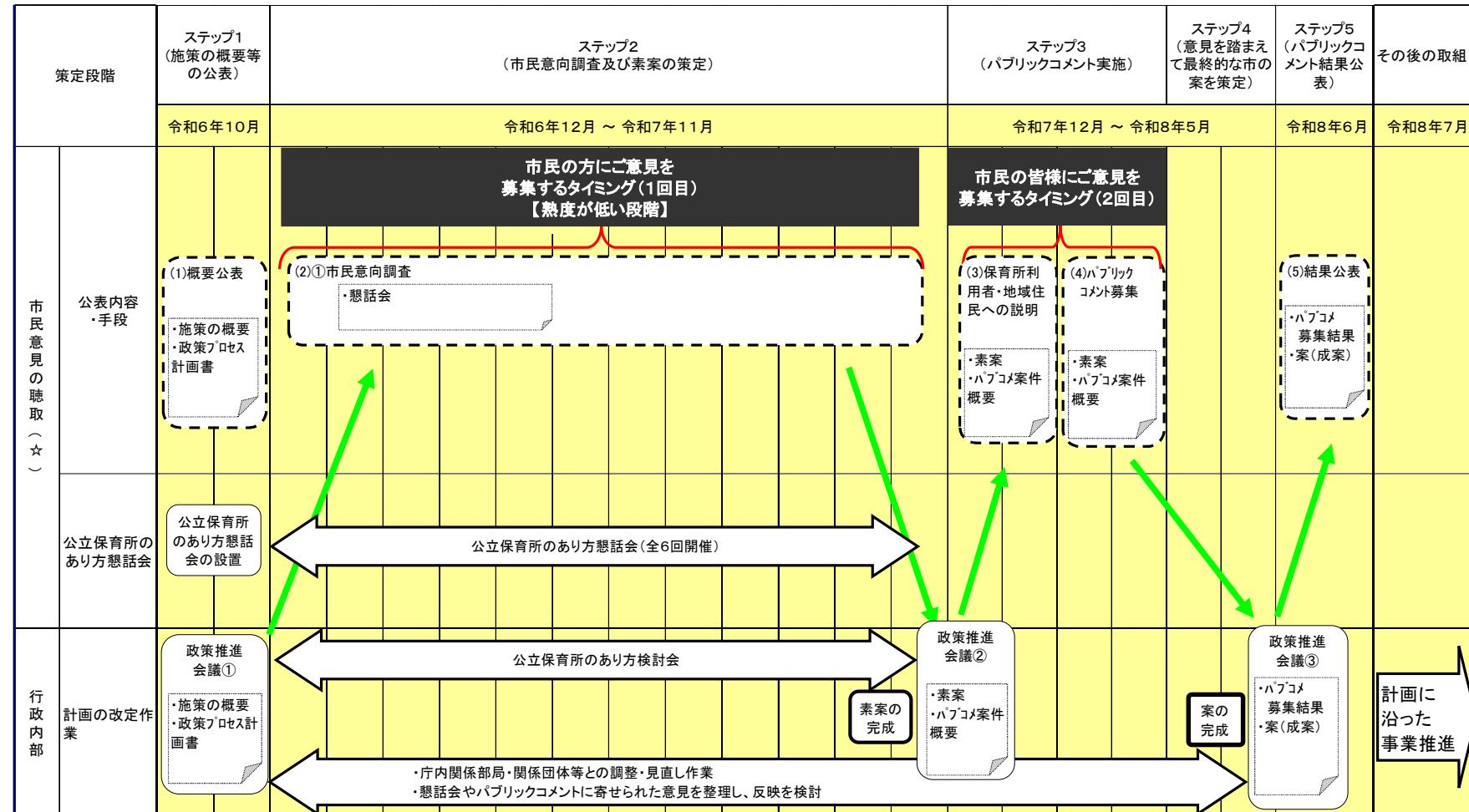
### 民間移管における課題

- ・西長洲保育所は複合施設（1階：保育所、2階：A-LAB）であるが、1, 2階を建物内で往来できず、建物の一体的使用が難しい。敷地が狭く、将来建替えが必要な時期に現地建替の手法が取れず、移転建替先の用地確保などの課題が残る。
- ・今北・水堂保育所はいずれも複合施設（1階：保育所、2階：地域総合センター）となっているが、移管先法人の選定が難航する場合、地域総合センターの工事に影響を及ぼす可能性がある。また、いずれも移転建替先が決まっていない。

### 今後の計画

移管対象としている今北・水堂保育所の建替時期や場所が未定であるほか、西長洲保育所の活用についても課題が残っており、今後、方針が決定したものから、順次とりまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施していく。

## 09 基本的方向の改定スケジュール



## 「公立保育所の今後の基本的方向」の改定（まとめ）

資料 2

## 平成19年度の「基本的方向」

## 令和7年度の「基本的方向」

## 公立保育所の役割

- 1 保育にかける子どもの受入を保障する役割
- 2 市の保育水準の維持向上を示す役割
- 3 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

## 公立保育所の適正規模に係る選定の視点

- 1 子どもの数の視点
  - ・北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案
- 2 利用者の生活圏の視点
  - ・市域にできるだけ万遍なく配置するとともに生活圏の考え方も考慮
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
  - ・子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭

## 公立存続

## 民間移管

武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)	水堂(S49)	—	戸ノ内(S43)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)			
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)	今北(S46)	—	西長洲(H4) 南杭瀬(H7) 築地(H12)

※市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのエリアで表示。  
※( )内は建築年度。

## 【課題点】

- ・「基本的方向」策定後18年が経過し、保育環境を取り巻く社会情勢が大きく変化
- ・築地・戸ノ内など保育所運営が困難な地域の検討



## 公立保育所の役割

- 1 保育のセーフティネットの役割
- 2 市全体の保育の質の向上を図る役割
- 3 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割
- 4 新規 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

## 公立保育所の適正規模に係る選定の視点

- 1 子どもの数の視点
  - ・北部が南部の概ね3倍である点を踏まえ、地域バランスを考慮
- 2 利用者の生活圏の視点
  - ・現行の「基本的方向」で定めた生活圏の考え方（保育所までの距離）を踏襲
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
  - ・地域の多様な施設や機関との協力・連携体制を、引き続き念頭
- 4 新規 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点
  - ・民間による運営が困難な地域の保育を保障

公立存続			民間移管		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)	水堂(S49)	—	—
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)			
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)	今北(S46)	—	西長洲(H4)

※南杭瀬(H7)と統合。新園舎は長洲幼稚園跡地に建設予定。

## 【今後の計画】

- ・今後、方針が決定したのち、順次とりまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施